

2022年度 事業計画書

定款第3条に定める目的に添って、定款第4条に定める事業を、2022年度は下記の通り実施する。

記

1. 基礎科学研究助成

(1) 助成の趣旨

基礎科学研究の振興

(2) 助成対象となる研究

理学（数学、物理学、化学、生物学）の各分野及びこれらの複数にまたがる分野の基礎研究で萌芽的なもの（それぞれの分野における工学の基礎となるものを含む）

(3) 助成対象者

若手研究者（個人または研究グループ）

①国籍に関係なく、日本の大学等の研究機関に所属し、申請に関する所属機関の承認が取れる者。

②①以外の日本国籍を持つ者、または日本に永住を許可されている外国人。但し、海外の大学等の研究機関に所属している者は、申請に関する所属機関の長の承認を得ることが必要。

(4) 助成金

総 額 1 億 5,000 万円

1 件あたりの助成額 最大 500 万円

助成件数の目処 90 件程度

(5) 募集・選考

① 完全公募

② 募集期間：4月15日～6月末日

③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

2. 環境研究助成

(1) 助成の趣旨

環境問題への取り組み

(2) 助成対象となる研究

I. 課題研究

財団で設定したテーマの研究を募集（助成期間：2年まで可）

今年度テーマ

「ウイズ・ポストコロナ時代における環境問題の理解および解決のための学際研究または国際共同研究」

II. 一般研究

環境に関する研究（分野は問わない）

(3) 助成対象者

研究者個人または研究グループ

①国籍に関係なく、日本の大学等の研究機関に所属し、申請に関する所属機関の承認が取れる者。

②①以外の日本国籍を持つ者、または日本に永住を許可されている外国人。但し、海外の大学等の研究機関に所属している者は、申請に関する所属機関の長の承認を得ることが必要。

(4) 助成金

総 額	1 億円
	うち課題研究 3,000 万円 (以下)
	一般研究 7,000 万円 (以上)
1 件あたりの助成額	課題研究 最大 1,000 万円
	一般研究 最大 500 万円
助成件数の目処	課題研究 3 件程度
	一般研究 50 件程度

(5) 募集・選考

- ① 完全公募
- ② 募集期間：4 月 15 日～6 月末日
- ③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

3. 文化財維持・修復事業助成

(1) 助成の趣旨

文化の振興（文化遺産の次世代への継承）

(2) 助成対象となる事業

日本国内に所在する芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料）の維持・修復事業

(3) 助成対象者

維持・修復事業の対象となる上記文化財の所有者（事情により管理者）

＊営利を目的とする法人及び営利あるいは私的鑑賞目的で文化財を所有または管理する個人は対象外

(4) 助成金

総 額	7,000 万円
助成件数の目処	40 件程度

(5) 募集・選考

- ① 完全公募
- ② 募集期間：10 月 1 日～11 月末日
- ③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

4. 海外の文化財維持・修復事業助成

(1) 助成の趣旨

文化の振興（文化遺産の次世代への継承）と国際相互理解増進

(2) 助成対象となる事業

- ① 海外に所在する芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品及び遺跡の維持・修復事業
- ② 上記の維持・修復に直接つながる事前調査

(3) 助成対象者

維持・修復事業の対象となる上記文化財の所有者・管理者またはそれら文化財の維持・修復のための事前調査を実行する研究者

*営利を目的とする法人及び営利あるいは私的鑑賞目的で文化財を所有または管理する個人は対象外

- (4) 助成金
総 額 3,500万円
助成件数の目処 15件程度
- (5) 募集・選考
① 完全公募
② 募集期間：10月1日～11月末日
③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

5. アジア諸国における日本関連研究助成

- (1) 助成の趣旨
国際相互理解増進
- (2) 助成対象となる研究
人文・社会科学分野の研究で、何らかの点で日本に関連する事柄を対象とするもの
- (3) 助成対象者
アジア諸国（主として東アジア・東南アジア諸国を対象）の国籍を有し、日本以外に本拠を置いて研究活動を行っている研究者（個人または研究グループ）
*日本に留学あるいは長期派遣・長期招聘される予定の人は対象外
- (4) 助成金
総 額 5,000万円
1件あたりの助成額 最大200万円
助成件数の目処 80件程度
- (5) 募集・選考
① 完全公募
② 募集期間：9月1日～10月末日
③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

6. その他助成及び事業

- (1) 理事会の決定により下記の助成及び事業を行う。
- ① 本財団の将来のプログラム展開上、意義大と思われる研究及び事業に対する助成
 - ② 緊急を要するもので本財団としての対応が必要と認められる研究及び事業に対する助成
 - ③ 本事業計画に掲げた助成プログラムと関連し、これを補充、強化する研究及び事業に対する助成
 - ④ その他本財団の目的を達成するために必要な事業
尚、特に緊急を要するものについては、会長・理事長の協議で決定し、理事会の事後承認を得るものとする。
- (2) 助成金
総 額 1,000万円
1件あたりの助成額 定めず

以 上